2018年11月22日

|  |
| --- |
| **当社及び当社子会社に関する一部報道について** |

　11月21日からの当社及び当社子会社に関する一部報道の内容の多くにつきましては、既に当社の見解を開示していますが、以下の通り改めて当社の見解をお知らせ致します。

**1．中国・深セン税関当局との税務問題の処理に関する調査について**

当社の中国現地法人であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd.（以下｢OSZ｣といいます。)が、中国・深セン税関当局との間の税務問題の処理をめぐりコンサルタントを起用して不正な支払いを行った疑いがあるなどといった報道に関して、当社は、2016年6月27日付け｢当社及び当社子会社に関する一部報道について｣において、社外取締役及び社外弁護士で構成する調査委員会による調査を実施した結果、日本、米国及び中国の贈賄関連法令に違反する行為があったとは認められなかった旨、この調査について自発的に海外関係当局にも報告済みである旨、再発防止策や関係者処分も実施済みである旨をそれぞれ既に適時開示しております。

　また、本件調査については、従業員より疑問の指摘を受けましたが、当社はその都度、本件調査に関与していない法律事務所などを起用して検証を行っており、その結果、疑義の指摘は正当なものではない旨確認しております。

　不正支払いを指摘する法律事務所作成の書面があると指摘する一部の報道がありますが、これらは、本件調査の時点で既に調査資料の一部として検討済みのものであったり、あるいは、本件調査に対して新たな証拠や問題点等を指摘するものではなく、本件調査の結論に何ら影響を与えるものではないことを確認しております。

**2．安平泰との業務委託契約に関する訴訟について**

上記1．の税務問題の処理が解決し、OSZは、コンサルタント業務を委託した安平泰に対して業務委託契約に基づいて2,400万元（約4億円相当）を支払ったほか、OSZの従業員寮2棟を安平泰に貸与していました。

　その後、安平泰は、コンサルタント業務の対価として、OSZには、上記従業員寮2棟を安平泰に譲渡する義務があるにもかかわらず、その義務を果たしていないと主張し、OSZとの間の2013年10月16日付け覚書なるものに基づいて、2016年12月23日付けで、OSZに対して、損害賠償等として総額2億7,490万5,271.36人民元（同日付け為替レートによれば約46億4,300万円相当）の支払を求める訴訟を深圳市中級人民法院に提起しました。

　これに対して、OSZは、安平泰が請求の根拠としている上記覚書の真正性を争うなど、安平泰の主張を全面的に争うとともに、2017年3月17日付けで、安平泰に対し、上記従業員寮2棟の明渡し及び使用料等として442万4,760.45人民元（同日付け為替レートによれば約7,200万円相当）の支払を求める反訴を提起しました。本件は、現在、広東省高級人民法院にて依然係属中です。

**3．米国における十二指腸内視鏡に関する民事訴訟について**

当社グループに対して、当社グループの十二指腸内視鏡によって被害を受けたと主張する民事訴訟が米国で提起されています。本件については、訴訟が係属中のためコメントは差し控えさせて頂きます。

**4．米国における十二指腸内視鏡に関する調査について**

当社グループが製造・販売している十二指腸内視鏡に関して、2015年3月及び8月に、当社の子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社宛てに米国司法省より情報の提供を求める旨の召喚状が発行され、その後、同省によるFDCA（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act：連邦食品･医薬品･化粧品法）に関する調査を受けております。

2019年3月期第二四半期連結累計期間において、当該調査の状況に鑑み、必要と認められる損失見込額9,653百万円を引当金として計上しました。

当社は2012年4月の新経営体制発足以降、コンプライアンス／ガバナンス体制の強化に積極的に取り組んでおります。今後につきましても、コンプライアンス／ガバナンス体制の強化に、引き続き積極的に取り組んでまいります。